

社会福祉法人ひたちの森会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひたちの森会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるもの。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

1 報酬については、別表第1に定める額。ただし、理事会及び評議員会への同月内に複数回出席した時は、支給は1回とする。

2 非常勤役員などが職務のため出張をした時は、別表第2に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等は支払い事実が発生した都度、支給する。なお、報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（非常勤役員等の報酬）

1. 評議員（各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲）

	日額	実費弁償費
評議員会への出席	10,000円	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	5,000円

2. 理事長及び理事（各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲）

名 称	日額	実費弁償費
理会等会議への出席	10,000円	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	5,000円

3. 監事（各年度の総額が500,000円を超えない範囲）

名 称	日額	実費弁償費
監事監査等への出席	15,000円	5,000円
理事会等会議への出席	10,000円	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	5,000円

別表第2（非常勤役員等の旅費）

1. 職務のため主張を命ぜられたときは、旅費を支給する。
2. 旅費は次の区分により支給する。
 - (1) 運賃
 - (2) 日当
 - (3) 宿泊費又は食卓料
3. 旅費は最も経済的な、通常経路及び方法により、旅行命令に基づいて計算する。
4. 前項の旅行命令によらない経路方法による事故については、自己の責任とする。
5. 公用車での出張を命じられたとき、運賃は支給されない（有料道路料金、駐車場料金は実費支給される）。
6. 旅費の種類は、運賃・日当・宿泊費とし、その額は次のとおりとする。
 - (1) 運賃は鉄道賃、船賃、航空賃、諸車賃と区別し、その利用に応じて、国内・国外とも実費精算する。
 - (2) 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。ただし、鉄道その他の交通機関約100キロメートル未満の区域における宿泊を要しない出張の場合は、日当は支給しない。
 - (3) 宿泊費は、宿泊費を要する夜数に応じ基準宿泊費内にて実費により支給する。
 - (4) 食卓料は、宿泊費を要しないが食費を要する夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
7. 旅費の日当、宿泊費は次のとおりとする。

運賃	日当	基準宿泊費	食卓料
実費	3,000円	15,000円	2,000円

やむを得ない理由で上記の基準宿泊費を超えた場合は、理事長との協議の上支給額を決定する。

8. 旅費の請求権は、5年間これをおこなわない時は、時効により消滅する。